

■ 参考資料

1 雇用安定制度内容

障がい者の方々の雇用については、障害者雇用促進法、雇用対策法、職業安定法等によって、次のような援護が行われています。

援護の措置	内 容	金 額 等
雇用率の設定	雇用主に対して、一定率以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。 ・民間企業 2.3% ・国、地方自治体 2.6% ・都道府県等の教育委員会 2.5%	
障害者トライアル雇用奨励金	(1) 障害者トライアル雇用奨励金 障がい者等の適性や業務遂行可能性を見極めるため、ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用した事業主に奨励金が支給されます。 (2) 障害者短時間トライアル雇用奨励金 精神障がい者または発達障がい者をハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用するものであって、雇入れ時の週の労働時間を10時間以上20時間未満とし、試用雇用期間中に週の労働時間を20時間以上とすることを旨とする事業主に奨励金が支給されます。	受給額 試用雇用労働者1人につき月額最大40,000円 (試用期間最長3ヶ月) 受給額 試用雇用労働者1人につき月額最大40,000円 (試用期間3ヶ月以上12ヶ月以内)
特定求職者雇用開発助成金	(1) 特定就職困難者コース 障がい者等をハローワーク等の紹介で継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して支給されます。	(ア) 短時間労働者以外の労働者として雇入れた場合 ①重度障がい者等を除く身体・知的障がい者 助成期間：2年(1年) 支給額：120(50)万円 ②重度障がい者等 助成期間：3年(1年6ヶ月) 支給額：240(100)万円 (イ) 身体・知的・精神障がい者を短

		<p>時間労働者として雇入れた場合 助成期間：2年（1年） 支給額：80（30）万円</p> <p>※（）内は中小企業事業主以外に対する助成期間、支給額です。</p> <p>※短期間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である方をいいます。</p>
	<p>(2) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</p> <p>発達障がい者や難治性疾患患者をハローワーク等の紹介で継続して雇用する事業主に対して支給されます。</p>	<p>(ア) 短時間労働者以外の労働者として雇入れた場合 助成期間：2年（1年） 支給額：120（50）万円</p> <p>(イ) 短時間労働者として雇入れた場合 助成期間：2年（1年） 支給額：80（30）万円</p>

※上記の他にも障がい者の雇用にあたっては、事業主に対してのさまざまな助成がありますので、ハローワーク八雲（0137-62-2509）へお問い合わせください。

※各種助成金の支給申請については、ハローワーク函館（0138-26-0735）へお問い合わせください。

※助成金によっては、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が所掌しているものもありますのでハローワークから別の機関をご案内することもあります。

問合せ先	函館公共職業安定所八雲出張所（ハローワーク八雲）	電話（0137）62-2509
------	--------------------------	-----------------

2 据え置き型拡大読書器設置場所のご案内

拡大読書器は、書類等の小さな文字をテレビモニターで50倍まで拡大して見ることができますので、ご利用を希望される方は、各施設の職員に申し付けてください。

【設置施設】

- ・ 役場住民生活課
- ・ シルバープラザ（談話コーナー）
- ・ 町立図書館
- ・ 熊石総合支所

【利用できる日時】

各施設の開館時間

八雲町内
障がい者対応トイレ・オストメイト対応トイレ

	施設名	障がい者 対応トイレ	オストメイト 対応
官 公 庁 の 庁 舎	八雲町役場	○	×
	シルバープラザ	○	×
	熊石総合支所	×	×
	相沼泊川出張所	×	×
	落部支所	○	×
	八雲保健所	×	×
	八雲地方合同庁舎	○	○
文 化 ・ 体 育 施 設	公民館	○	×
	八雲町総合体育館	○	×
	八雲町温水プール	○	×
	八雲町立図書館	○	×
	八雲町郷土資料館	×	×
	八雲町町民センター	×	×
	八雲町ふれあい交流センターくまいし館	○	○
	落部レクリエーションセンター	○	×
	パノラマパーク	○	○
	熊石青少年村	×	×
	梅村庭園	×	×
	熊石歴史記念館	×	×
	スポーツ公園	×	×
	町営スキー場	○	×
ひらたないスキー場	×	×	
学 校 施 設	落部小学校	○	×
	東野小学校	×	×
	野田生小学校	×	×
	山越小学校	×	×
	浜松小学校	○	×
	八雲小学校	○	×
	熊石小学校	×	×
	落部中学校	×	×
	野田生中学校	○	×
	八雲中学校	○	○
	熊石中学校	×	×
	八雲高等学校	○	○
病 院 施 設	八雲総合病院	○	○
	熊石国保病院	○	×
	八雲ユーラップ医院	○	×
	まきた循環器内科クリニック	×	×
交 通 機 関	八雲町内のJR駅	×	×
商 用 施 設	はぴあ八雲	○	○
	ツルハ八雲本町店	○	×
	ツルハ八雲店	×	×
	サツドラ	×	×
	ラルズマート	×	×
	マックスバリュ	○	×
	エーコープ	○	×
	ホームック	○	×
	ケーズデンキ	○	○
	ハーベスター八雲	○	×

4 共生サロンのご案内

障がい者、高齢者、子どもなど、地域のいろいろな方が交流し、互いの理解を深め、尊重し合う共生型社会をめざし設置した場です。八雲町には次の2か所があり、様々な用途に利用することができます。利用できる日時、料金などは各サロンにお問い合わせください。

【町内の共生サロン】

施設名	住所	連絡先
共生型サロンきずな	八雲町立岩 55 番地 10	電話 (0137) 68-2820
共生サロン「八雲シンフォニー」	八雲町東町 273 番地	電話 (0137) 62-4300



5 身体障害者手帳障がい程度等級

総別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢		体		不		自		由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害		じん臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害								
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったもの)をい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のも				1 両上肢の機能を全廃したものと 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したものと 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐位又は起立位を立つことが困難なものであるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可なり歩行が不可なものであるもの	心臓の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの								
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のも 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のも 3 周辺視野角度(1/4視野による。以下同じ。)の総和が左眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視野による。以下同じ。)が28度以下のも 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの				1 両上肢の機能を著しい障害の指を欠くもの 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものと	1 両下肢の機能を著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を立つことが困難なものであるもの 2 体幹の機能障害により立上ることが困難なものであるもの	不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの								
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のも(2級に該当するものを除く) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が50度以下のも 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの				1 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものと 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものと 3 一上肢の機能を著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものと	1 両下肢を3/8ハ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものと	1 体幹の機能障害により歩行が困難なものであるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能障害により日常生活動作が著しく制限されるもの								

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそれより低い機能の障害		肢		体		不		自由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害	上肢	下肢	体幹	脳病変による運動機能障害	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害			
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上かつ40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの 2 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの		1 一上肢のおよび指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリフトラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害				乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
7級				1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの			上肢に不随意運動・失調等を有するもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの									
備考																			

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6 上肢又は下肢末端の断端の長さは、実円長(上腕)においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの(を)をもって計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

6 療育手帳の障がい程度について

区 分	内 容
A 判定（重度）	知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活に常時介護を要し、下記のいずれかに該当する方 (1) 食事・着脱衣・排便及び洗面など日常生活に介護を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である方 (2) 頻繁なてんかん様発作または失禁・異食・寡動その他の問題行動を有し監護を必要とする方 (3) 盲・ろうあ、または肢体不自由を有する方であって知能指数がおおむね 50 以下である方
B 判定（中・軽度）	上記以外の知的障がいの方

※障がい程度は日常生活、社会生活などの能力を総合的に判断するため、知能指数だけでは一概に区分できません。
 ※判定は北海道心身障害者総合相談所又は函館児童相談所にて行います。

7 精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（1級）

障 害 等 級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1 級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1. 2 に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（2～3級）

障 害 等 級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
2 級 （精神障害であつて、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取が援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3 級 （精神障害であつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持を自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はなおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はなおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はなおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用はなおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

8 障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

1	アイカルディ症候群	46	カーニー複合	91	結節性硬化症
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	92	結節性多発動脈炎
3	IgA腎症	48	潰瘍性大腸炎	93	血栓性血小板減少性紫斑病
4	IgG4関連疾患	49	下垂体前葉機能低下症	94	限局性皮膚異形成
5	亜急性硬化性全脳炎	50	家族性地中海熱	95	原発性局所多汗症
6	アジソン病	51	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	96	原発性硬化性胆管炎
7	アッシャー症候群	52	家族性良性慢性天疱瘡	97	原発性高脂血症
8	アトピー性脊髄炎	53	カナバン病	98	原発性側索硬化症
9	アペール症候群	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	99	原発性胆汁性胆管炎
10	アミロイドーシス	55	歌舞伎症候群	100	原発性免疫不全症候群
11	アラジール症候群	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	101	顕微鏡的大腸炎
12	アルポート症候群	57	カルニチン回路異常症	102	顕微鏡的多発血管炎
13	アレキサンダー病	58	加齢黄斑変性	103	高IgD症候群
14	アンジェルマン症候群	59	肝型糖原病	104	好酸球性消化管疾患
15	アントレー・ピクスラー症候群	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	105	好酸球多発血管炎性肉芽腫症
16	イソ吉草酸血症	61	環状20番染色体症候群	106	好酸球性副鼻腔炎
17	一次性ネフローゼ症候群	62	関節リウマチ	107	抗糸球体基底膜腎炎
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	完全大血管転位症	108	後縦靭帯骨化症
19	1p36欠失症候群	64	眼皮膚白皮症	109	甲状腺ホルモン不応症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	偽性副甲状腺機能低下症	110	拘束型心筋症
21	遺伝性ジストニア	66	ギャロウェイ・モウト症候群	111	高チロシン血症1型
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性壊死性脳症	112	高チロシン血症2型
23	遺伝性膀胱炎	68	急性網膜壊死	113	高チロシン血症3型
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	球脊髄性筋萎縮症	114	後天性赤芽球病
25	ウィーバー症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	115	広範脊柱管狭窄症
26	ウィリアムズ症候群	71	強直性脊椎炎	116	膠様滴状角膜ジストロフィー
27	ウィルソン病	72	巨細胞性動脈炎	117	抗リン脂質抗体症候群
28	ウエスト症候群	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	118	コケイン症候群
29	ウェルナー症候群	74	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	119	コステロ症候群
30	ウォルフラム症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	120	骨形成不全症
31	ウルリッヒ病	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	121	骨髄異形成症候群
32	HTLV-1関連脊髄症	77	筋萎縮性側索硬化症	122	骨髄線維症
33	ATR-X症候群	78	筋型糖原病	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
34	ADH分泌異常症	79	筋ジストロフィー	124	5p欠失症候群
35	エーラス・ダンロス症候群	80	クッシング病	125	コフィン・シリス症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリオピリン関連周期熱症候群	126	コフィン・ローリー症候群
37	エプスタイン病	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	127	混合性結合組織病
38	エマヌエル症候群	83	クルーゾン症候群	128	鰓耳腎症候群
39	遠位型ミオパチー	84	グルコーストランスポーター1欠損症	129	再生不良性貧血
40	円錐角膜	85	グルタル酸血症1型	130	サイトメガロウイルス角膜炎
41	黄色靭帯骨化症	86	グルタル酸血症2型	131	再発性多発軟骨炎
42	黄斑ジストロフィー	87	クロー・深瀬症候群	132	左心低形成症候群
43	大田原症候群	88	クローン病	133	サルコイドーシス
44	オクシピタル・ホーン症候群	89	クロンカイト・カナダ症候群	134	三尖弁閉鎖症
45	オスラー病	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	135	三頭筋欠損症

136	CFC症候群	187	先天性核上性球麻痺	238	突発性拡張型心筋症
137	シェーグレン症候群	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	239	特発性間質性肺炎
138	色素性乾皮症	189	先天性魚鱗癬	240	特発性基底核石灰化症
139	自己貪食空胞性ミオパチー	190	先天性筋無力症候群	241	特発性血小板減少性紫斑病
140	自己免疫性肝炎	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	242	突発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	192	先天性三尖弁狭窄症	243	特発性後天性全身性無汗症
142	自己免疫性溶血性貧血	193	先天性腎性尿崩症	244	特発性大腿骨頭壊死症
143	四肢形成不全	194	先天性赤血球形成異常性貧血	245	特発性多中心性キャスルマン病
144	シトステロール血症	195	先天性僧帽弁狭窄症	246	特発性門脈圧亢進症
145	シトリン欠損症	196	先天性大脳白質形成不全症	247	特発性両側性感音難聴
146	紫斑病腎炎	197	先天性肺静脈狭窄症	248	突発性難聴
147	脂肪萎縮症	198	先天性風疹症候群	249	ドラベ症候群
148	若年性突発性関節炎	199	先天性副腎低形成症	250	中條・西村症候群
149	若年性肺気腫	200	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	那須・ハコラ病
150	シャルコー・マリトウス病	201	先天性ミオパチー	252	軟骨無形成症
151	重症筋無力症	202	先天性無痛無汗症	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
152	修正大血管転位症	203	先天性葉酸吸収不全	254	22q11.2欠失症候群
153	ジュベール症候群関連疾患	204	前頭側頭葉変性症	255	乳幼児肝巨大血管腫
154	シュワルツ・ヤンベル症候群	205	早期ミオクロニー脳症	256	尿素サイクル異常症
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性	206	総動脈幹遺残症	257	ヌーナン症候群
156	神経細胞移動異常症口	207	総排泄腔遺残	258	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	208	総排泄腔外反症	259	ネフロロン癆
158	神経線維腫症	209	ソトス症候群	260	脳クレアチン欠乏症候群
159	神経フェリチン症	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	261	脳腱黄色腫症
160	神経有棘赤血球症	211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	262	脳表ヘモジデリン沈着症
161	進行性核上性麻痺	212	大脳皮質基底核変性症	263	膿疱性乾痒
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	213	大理石骨症	264	嚢胞性線維症
163	進行性骨化性線維異形成症	214	ダウン症候群	265	パーキンソン病
164	進行性多巣性白質脳症	215	高安静脈炎	266	バージャー病
165	進行性白質脳症	216	多系統萎縮症	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
166	進行性ミオクローヌステんかん	217	タナトフォリック骨異形成症	268	肺動脈性肺高血圧症
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	218	多発血管炎性肉芽腫	269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎	270	肺胞低換気症候群
169	スタージ・ウェーバー症候群	220	多発性軟骨性外骨腫症	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
170	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	221	多発性嚢胞腎	272	バッド・キアリ症候群
171	スミス・マガニス症候群	222	多脾症候群	273	ハンチントン病
172	スモン	223	タンジール病	274	汎発性特発性骨増殖症
173	脆弱X症候群	224	単心室症	275	PCDH19関連症候群
174	脆弱X症候群関連疾患	225	弾性線維性仮性黄色腫	276	非ケトーシス型高グリシン血症
175	成人スチル病	226	短腸症候群	277	肥厚性皮膚骨膜炎
176	成長ホルモン分泌亢進病	227	胆道閉鎖症	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
177	脊髄空洞症	228	遅発性内リンパ水腫	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	229	チャージ症候群	280	肥大型心筋症
179	脊髄髄膜瘤	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	281	左肺動脈右肺動脈起始症
180	脊髄性筋萎縮症	231	中毒性表皮壊死症	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	232	腸管神経節細胞僅少症	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
182	前眼部形成異常	233	TSH分泌亢進症	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎
183	全身性エリテマトーデス	234	TNF受容体関連周期性症候群	285	非典型溶血性尿毒症症候群
184	全身性強皮症	235	低ホスファターゼ症	286	非特異性多発性小腸潰瘍症
185	先天性異常症候群	236	天疱瘡	287	皮膚筋炎/多発性筋炎
186	先天性横隔膜ヘルニア	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	288	人性汎細気管支炎

289	肥満低換気症候群	315	ペルーシド角膜辺縁変性症	341	網膜色素変性症
290	表皮水疱症	316	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	342	もやもや病
291	ヒルシスブルング病(全結腸型又は小腸型)	317	片側巨脳症	343	モワット・ウイルソン症候群
292	VATER症候群	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	345	ヤング・シンプソン症候群
293	ファイファー症候群	319	芳香族L-アミノ酸脱炭素酵素欠損症	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
294	ファロー四徴症	320	発作性夜間へモグロピン尿症	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
295	ファンコニ貧血	321	ホモシスチン尿症	348	4p欠失症候群
296	封入体筋炎	322	ポルフィリン症	349	ライソソーム病
297	フェニルケトン尿症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群	350	ラスマツセン脳炎
298	フォンタン術後症候群	324	マルファン症候群	351	ランゲルハンス細胞組織球症
299	複合カルボキシラーゼ欠損症	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	352	ランドウ・クレフナー症候群
300	副甲状腺機能低下症	326	慢性血栓閉栓性肺高血圧症	353	リジン尿性蛋白不耐症
301	副腎白質ジストロフィー	327	慢性再発性多発性骨髄炎	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	328	慢性膵炎	355	両大血管右室起始症
303	ブラウ症候群	329	慢性特発性偽性腸閉塞症	356	リンパ管腫症/ゴーム病
304	ブラダー・ウィリ症候群	330	ミオクロニー欠伸てんかん	357	リンパ脈管筋腫症
305	プリオン病	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	358	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
306	プロピオン酸血症	332	ミトコンドリア病	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
307	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	333	無虹彩症	360	レーベル遺伝性視神経症
308	閉塞性細気管支炎	334	無脾症候群	361	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	335	無βリポタンパク血症	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
310	パーチェット病	336	メーブルシロップ尿症	363	レット症候群
311	ベスレムミオパチー	337	メチルグルコタン酸尿症	364	レノックス・ガストー症候群
312	ヘパリン起因性血小板減少症	338	メチルマロン酸血症	365	ロスムンド・トムソン症候群
313	ヘモクロマトーシス	339	メビウス症候群	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
314	ベリー症候群	340	メンクス病		

経過的に対象となっている疾病

○ 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等*の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

* 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病	
劇症肝炎	重症急性膵炎
② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病	
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレー症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病
③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病	
正常水頭症	強皮症(全身性強皮症を除く。)

9 障害福祉サービス、障害児通所支援事業者のご紹介

えぬぴーおーほうじん

NPO法人エンジョイライフ

○就労継続支援B型かつら共同作業所

障がいにより企業に就職することが困難な方に対して、雇用契約を結ばずに働く訓練の場所を提供します。

○指定共同生活援助まごころ

障がいを持った方が、必要な援助を受けて共同で生活する、いわゆる「グループホーム」です。

○指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所のどか

障害福祉サービスの利用申請にあたり、サービス等利用計画についての相談などの支援を行います。

○無料低額宿泊所エンジョイハウスみおん（海音）

無料低額宿泊所とは、社会福祉法に規定する「生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業」を行う施設のことです。

連絡先：NPO法人 エンジョイライフ 住所：八雲町東雲町12番地28 電話：0137-62-3300

社会福祉法人 きずな会

共同生活援助施設（支援ハウス）と就労継続支援B型（きずなファーム）とが一体的に支援を行っています。

共生型支援ハウスきずな・支援ハウスきずなⅡ （共同生活援助施設）

- ・ 共同生活の中で、お互いに支え合い・認め合いながら自立した生活ができるように
- ・ 明るい家庭的な雰囲気の中で、自分を大切にしながら一人ひとりが自立するように

〒049-3123 八雲町立岩55-10 ☎0137-68-2820

就労支援事業所 きずなファーム（就労継続支援B型事業所）

- ・ 人格を尊重し、個性を大事にして「仕事をすることに喜びを覚えていただく」事業所
- ・ 障がいの程度に応じて「誰でも何かはできる」事業所
- ・ 就労に伴う工賃に満足できる「働き甲斐のある」事業所

〒049-3342 八雲町山崎409-2 ☎0137-68-2835

みんながって、みんなマル!



nana

療教育®型
発達サポート



安心の送迎
サービスも
あります。

将来のそれぞれの自立に向けて、楽しみながら訓練していきます。

児童発達支援

対象年齢 0～5歳（未就学児）

言葉の習得など発達ゆっくりなお子さま、保育園などの集団生活になじめず困っているお子さま。遊びを通じて、「小集団」でこそできる経験を重ね訓練していきます。

放課後等デイサービス

対象年齢 6～18歳（小・中・高校生）

学童保育などの大きな集団よりも、小さな集団でゆっくりとした関わりを求めているお子さま。放課後や長期休暇において生活能力、社会への適応能力などを高めていきます。

お問い合わせ

nana ふじみ教室

八雲町富士見町 166-4

TEL 66-5086

事業所番号：0151502267

nana うちうら教室

八雲町内浦町 240-3

TEL 66-5558

事業所番号：0151502218

nana プラス教室

八雲町本町 125-62

TEL 66-5786

事業所番号：0153600465

小さな成功体験を積み重ねて、

できる



よろこぶ



たのしむ



の心を丁寧に育みます。

障害者居宅介護事業所明かり

指定障害福祉サービス事業所

「親切・丁寧・気配り」の介護サービス提供

提供するサービス 居宅介護

八雲町に在住されているご高齢者や、ご病気や障害を抱えながら頑張っている方々

ご家族で介護なさっている方々のために、障害者総合支援法に基づいて

お力添えを致したく安心・適切な介護サービスを提供しています。

介護に関するご不安やお悩みについて、お気軽にご相談ください。

ヘルプーステーション 明かり 有限会社

二海郡八雲町宮園町35番地3

TEL 0137-62-3081

FAX 0137-62-3083

就労継続支援B型事業所
共生サロン「八雲シンフォニー」

*障がいをお持ちの方の就労の機会の提供と一般就労に向けての訓練を行います。

- ♪作業時間→平日9:00~16:00
 - ♪主な作業内容
 - ・軽食喫茶、カフェ（調理、接客など）
 - ・パン工房（お菓子作り、パン作り、販売など）
 - ・ゲストハウス（清掃、ベットメイキングなど）
 - ・農作業（野菜、漢方生薬栽培、販売、宅配など）
 - ・木工作品や手芸品づくり、名刺やはがき印刷（パソコンでの原稿作成含む）ラベル貼り、袋詰めなど
 - ・清掃 ・漁具修繕 …など
 - ♪工賃→時給200~250円（手当のつく作業もあります）
 - ♪昼食→給食があります
 - ♪送迎→八雲町市街地はできます。（片道15分程度）
- ※体調にあわせて、週数回、半日のみ等の利用も可能です。

放課後等デイサービス
「フライン」

*障がいや発達に特性のある就学児童・生徒が、放課後や長期休みに利用できる福祉サービスです。

- ♪八雲地域内、学校・ご自宅まで送迎あり
- ♪対象者→小学校1年生~高校3年生

共生型事業（八雲シンフォニー）の紹介

- ♪平日の昼間はオープンサロンとして、ご注文いただくなくてもご利用いただけます。
- ♪夜間・休日は会議、研修会、サークルなどでご利用いただけます。

共同生活援助事業所
ぐるーぷほーむ“ホット”

*障がいをおかかえる方が共同で生活し、助けあいながら自立を目指す場です。

- ♪費用→月額45,000~50,000円程度（食事込み）
- ♪居室→7畳（クローゼット付き）

特定相談支援事業所
障がい児相談支援事業所えがお

*障がいをおかかえる方や、ご家族からの相談に応じて、ご本人が自分らしく安心して生活できるように、障害福祉サービスや障害児通所支援などの必要な情報の提供や助言等、またサービス等利用計画作成のお手伝いをします。

- ♪利用時間→月曜~金曜 8:30~17:00

ご見学・ご相談・ご質問はこちら

☎0137-62-4300 平日8:30~17:00
メール: symphony@yakumo-genkimura.com
NPO法人 やくも元気村



障害のある方々の
就労を叶えます

ご家族の方のご相談にも対応致します

仕事
決まったよ!

実績多し!!

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書
自立支援医療受給者証をお持ちでない
方もお気軽にご相談ください。

障害者就労移行支援事業所
函館市深堀町1-7

ジョブシード

今すぐお電話を!

0138-83-8018
080-1896-1077

ジョブシード 検索

jobsp.hirano@gmail.com

10 障がい関係団体のご紹介

こんにちは！

熊石身体障害者福祉協会です！

熊石身体障害者福祉協会は、熊石地域の身体障害者手帳をお持ちの方々と構成されている団体です。

また、この会に賛同し一緒に活動している賛助会員の方もいらっしゃいます。少人数で年4回の「集い」を行っています。

《1年間の主な活動》

「春の集い」→定期総会及び昼食懇親会 「冬の集い」→新年会

「夏の集い」「秋の集い」→昼食会及びレクリエーション

《会員会費》年額1,000円です。

《お問い合わせ》熊石身体障害者福祉協会事務局へ

八雲町社会福祉協議会 熊石支所 〒043-0415 八雲町熊石根崎町 116 番地熊石総合支所内

☎01398-2-2816 Fax01398-2-2817



あなたも太陽の会にはいませんか

八雲町・福祉団体

太陽の会へようこそ

私たち「太陽の会」は、八雲の在宅精神障がい者が集い、様々な活動を通じて、社会参加することを目的に発足しました。

内 容：①楽しむ ②自立 ③プログラム作り ④バス旅行など

活 動 日：毎週木曜日（11:30～15:00）会費：100円

活動場所：八雲町公民館2階研修室（変更する場合あり）

連 絡 先：八雲町保健福祉課障がい者福祉係

シルバープラザ内（八雲町栄町13番地 ☎0137-64-2111）



代表・菊田幸江

<身体障害者手帳をお持ちの皆さんへ> あなたも仲間になりませんか？

私たちは同じ境遇にいる方々が集まり会員の親睦とつながりを目的に、いろんな行事を行っています。

渡島管内の身体障害者スポーツ大会への参加や、バスの視察研修旅行、新年懇親会などを行い会員の皆様は楽しく参加されています。

★ 新たに手帳の交付を受けられた方にも是非加入していただきたいと思えます。

私たちの会に入りませんか。当会の活動に参加し、障害のある方々のサポートをして

頂く賛助会員も募集しています

◎問い合わせ連絡先 八雲町身体障害者福祉協会 会長 佐橋忠男 携帯090-7651-9023

やくもちょうて いくせいかい
八雲町手をつなぐ育成会

手をつなぐ育成会とは？

知的障がいのある人とその家族、支援者でつくる全国組織です。八雲町手をつなぐ育成会は、昭和53年に知的障がいのある人に対する理解を深め、人格や人権の尊重と共生社会の実現による福祉の増進に寄与することを目的に設立された団体です。

**いくせいかい かつどう
 育成会の活動**

- ☆こんな制度があればという政策の提言に向けて、力と知恵をあわせた運動を行います。
- ☆家族・子育てなど、親たちの不安と悩みを共に話し合うところから支えあいます。
- ☆障がい者の権利が守られる社会の実現を目指します。
- ☆障がいがあるからこそ行き届いた教育を受けさせたい。その願いの支援を行います。
- ☆障がいを持った方の「働きたい」という思いを支えます。
- ☆会員を対象に15万円を限度額として生活貸付制度があります。

やくもちょうて いくせいかい ちやう
 八雲町手をつなぐ育成会 会長 ちば たかし
千葉 隆

れんらくさき ほうじん じゅうしゃやくもちょうしののめちやう ばんち でんわ
 連絡先:NPO法人 エンジョイライフ 住所:八雲町東雲町12番地28 電話:0137-62-3300

◆やくも朗読サークル◆

視覚に障害のある方や高齢者などに、広報などの情報や読書の楽しさを伝え、朗読サービスを提供することを目的に、2006年から活動しています。

毎年図書館視聴覚ホールで幻灯朗読会を、年数回図書館ロビーでロビー朗読会を開催。

「広報やくも」「議会広報」のほか、図書や北海道新聞「卓上四季」「いずみ」の録音CDを作製し、八雲町立図書館で貸出ししています。ぜひご利用ください。

その他、ご希望に応じ、図書や資料の朗読や、録音CDの作製を行います。お気軽にご相談ください。



【連絡先】〒049-3115 八雲町出雲町 8-8 Tel.0137-63-3816 (代表 太田)

わっぱの会

精神・知的障がい者の自主グループ

障がいをもつ仲間が自主的に集まれる場所を持ち、お互いに助け合い励まし合えることを目的に始めました。

八雲町・近隣の町の障がい者の方が週に一度集まり、ひとときを過ごしています。

調理の練習、買い物、レクリエーション、ミーティング、その他（お茶を飲んだり、情報交換したり）生活等の相談もしています。

いつ : 毎週土曜日 10:00~16:00

どこで : 八雲町公民館

費用は : 昼食の材料費として 70~300 円位

連絡は : 丹内達次郎 ☎ 090-9080-9421



「発達障害」や「精神疾患」

の家族を抱えて、一人で悩んでいませんか。

私たちは、やくも『虹の会』という

精神障がい者家族会です。

例会は月に一度。

主に八雲総合病院で開催しています。

やくも『虹の会』会長 新井清



例会では、そんな家族ゆえの悩みや、疑問などをお互いに話し、聞いてもらいながら、障がいについての理解を深め、利用できるサービスや施設の情報などを共有しています。話しを聞いて帰るだけでも大丈夫です。一人で悩まず、どうぞ例会に来てみてください。

連絡先電話番号 090-7280-3864

